

平成20年8月27日

監査役制度改革有識者懇談会資料

Re: 会計監査（会社法と金融商品引法）と監査役（論点整理 1）

一 関会長からのご指摘

1. 「（3）会社法に基づく会計監査と金融商品取引法に基づく監査との諸調整」

現行の金融商品取引法上の監査結果（財務諸表監査証明、財務報告に係る内部統制監査証明）についても、定時株主総会において行われるようにする必要があるのではないか。

財務報告に係る内部統制監査については、財務諸表監査と一体的に行われ、その監査証明も財務諸表監査証明と一体として行われることとされている。しかし、これら監査証明の作成・提出は定時株主総会と切り離され、また通常、株主総会日以降に提出・開示が行われることから、それらが株主総会において報告されることはない。このように、現行制度の下では、金融商品取引法上の監査人の監査結果は、いわば金融商品取引法と公認会計士制度を所管する主務官庁に対する報告制度として機能しているのが実態であると言えるが、株主・投資家の立場からは、本来的には、監査人による財務諸表監査結果と内部統制監査結果についても、定時株主総会における議決権行使に重要なものと言うべきであり、これらを株主総会の報告事項とすることは、市場規律と企業統治との接合を図り、会社に対して、より実効的な企業統治の実現を動機付けることになるものと考えられる。

ところで、内部統制システムの監査については、現行法上、監査役は会社法に基づき取締役による整備状況等を監査する義務を負い、取締役は義務違反が認められれば、当該監査結果を監査報告において指摘し、当概監査報告を株主総会において報告する義務を負う。仮に監査人による財務報告に係る内部統制の監査結果を株主総会の報告事項とした場合、監査役も内部統制システムの監査結果を株主総会において報告することから、内部統制の監査に関して、監査役と監査人の双方の監査報告・監査結果をどう調整するかが課題となる。とりわけ、監査人による内部統制監査についても、会社法会計監査と同様に監査役による相当性監査の対象と位置づけるかどうか論点となる。

財務報告に係る内部統制報告制度の下では、監査人は、会社の統制環境を重視して監査をすることになるが、その統制環境には、統制環境の醸成に大きな影響を及ぼす経営者を監査する

立場にある監査役も含まれる。つまり、財務報告に係る内部統制報告制度においては、会社法上の会計監査とは異なり、監査人が取締役会、監査役を監査の客体とする。そのため、内部統制を巡り、会社法と金融商品取引法という二つの法体系が交錯し、結果として経営者、監査役、監査人の三者間に相互監視の構造（監査の循環）を招来することとなった。このことは、会計監査人のみならず、従来にも増して監査役側にも緊張感をもたらすことになっている。

一方、監査役は、財務報告に係る内部統制を含む会社の内部統制システム全体を監査対象とすることから、財務報告に係る内部統制報告制度において監査人が監査役監査の実効性をも監査対象とすることについては、疑義を呈する見方もある。しかし、財務報告に係る内部統制報告制度の目的は、財務報告の適正性を確保することであり、財務諸表の作成責任を負う経営者とその経営者を監視する立場にある監査役が信頼に足る財務諸表を作成・監査するだけの機能を発揮しているかについて、監査人が独立の立場から監査をすることは、決して不合理なことではない。また、監査人による財務報告に係る内部統制監査と監査役による内部統制システム監査は、監査の目的や意見表明の要件・形式など、多くの点で異なっている。

したがって、仮に監査人による財務報告に係る内部統制の監査結果を株主総会の報告事項とすることとした場合でも、監査人による内部統制監査の方法と結果を監査役による相当性監査の対象とするまでの必要はなく、監査役による監査人の監査は、監査の終極の目的である財務諸表の適正開示を最終的に担保するべく、財務諸表監査にかかる監査人監査の相当性判断を含む会計監査を行うことで完結するものと位置付け、他方、株主には、監査人による財務報告に係る内部統制監査結果（監査人監査）と財務諸表監査結果（監査人監査+監査役監査）を基に議決権行使を行えるよう、調整・整理する必要があるのではないか。

また、現行の金融商品取引法上の監査報告制度を上記のように位置づけた場合、そこでの監査制度の担い手である監査役と監査人の連携についても、より具体化・明確化を図り、かつ、それらのうち多くの事項が双方の職務として認識の共有化が図れるよう、そのための実務形成に努める必要があると考える。

例えば、財務報告に係る内部統制に重要な影響を及ぼす虞がある事項を監査人が発見したときは、速やかに監査役に報告し、一方で監査役は、監査人の独立性保持や監査環境の適正性を確認し必要に応じて取締役に改善を勧告するとともに、監査人監査に必要と思われる情報を監査人に提供するなど、相互の信頼関係を基礎とした双方向の連携のための具体的方策を実行することが必要と考える。こうした実務の実行を通じて、監査役と監査人の連携が真に機能するならば、会計不祥事は撲滅できるとあって過言ではない。

二. 会社法上の監査役の職責との関係

1. 内部統制に関する職責

- (1) 「事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該株式会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見」を監査報告に記載する（会社法施行規則 129 条 1 項 2 号）
※事業報告のうち、内部統制の重要な欠陥に関連する可能性のあるものとして、「対処すべき課題」及び「会社の現況に関する重要な事項」（会社法施行規則 120 条 1 項 8 号・9 号）がある

- (2) 「当該株式会社の取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実」を監査報告に記載する（会社法施行規則 129 条 1 項 3 号）
※財務報告内部統制の整備等にかかる取締役の職務遂行に善管注意義務に違反する重大な事実が認められるか否かなどについて、監査役監査報告において監査意見を述べる

- (3) 取締役が事業報告にて報告する「内部統制体制の整備についての決定又は決議の内容の概要」（監査の範囲に属さないものを除く。）（会社法施行規則 118 条 2 号）が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由を監査報告に記載する（会社法施行規則 129 条 1 項 5 号）

- (4) 取締役が株主総会に提出しようとする書類等を調査し、法令・定款違反又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない（会社法 384 条）

2. 会計監査に関する職責

- (1) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由を監査報告に記載しなければならない（会社計算規則 155 条 2 号）
※会計監査人監査を主体として、側面的に監査役が会計監査人の監査を審査するという二重責任体制

- (2) 監査役は、その職務を行うため必要であるときは、会計監査人に対し、その監査に関する

報告を求めることができる（会社法 397 条 2 項）

- (3) 会計監査人の選任議案の提出や解任及び不再任を株主総会の目的とすることについて同意権を有する（会社法 344 条 1 項）
- (4) 一定の事由がある場合には、会計監査人を解任することができる（会社法 340 条 1 項）
- (5) 取締役に対し、会計監査人の選任議案の提出や解任及び不再任を株主総会の目的とすることを請求することができる（会社法 344 条 2 項）
- (6) 会計監査人の報酬の決定について同意権を有する（会社法 399 条）
- (7) 会計監査人が欠けた場合において遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査役全員の同意により、一時会計監査人を選任しなければならない（会社法 346 条 4 項）

三. 財務諸表の適正性に関する金商法上の監査役職責

1. 金商法上の監査役職責の法的責任

監査役は、有価証券報告書及び内部統制報告書に虚偽記載等がある場合、報告書提出時の会社役員として、株主・投資者に対して損害賠償責任を負う。

ただし、当該虚偽記載等を知らずかつ「相当な注意」を用いたにも関わらず知ることができなかったことを立証した場合には損害賠償責任を負わない（金商法 24 条の 4・24 条の 4 の 6・22 条・21 条 1 項 1 号・2 項 1 号）。会社法が定める取締役の職務執行に対する監査（業務監査）の一環として有価証券報告書及び内部統制報告書作成の職務執行についても監査を行い、もって「相当な注意」を尽くすことが求められる。

※監査役は「内部統制監査役監査実施基準」（日本監査役協会平成 19 年 4 月 5 日制定「内部統制システムに係る監査の実施基準」）等に則って有価証券報告書及び内部統制報告書の記載内容を監査することで、監査役としての「相当な注意」を尽くすことになると考えられる。

2. 金商法上の内部統制報告制度と監査役職責との関係

会社の財務報告が法令等に従って適正に行われることは法令の遵守行為でもあるので、「会

社における財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制」（財務報告内部統制府令3条参照）である財務報告内部統制は、会社法に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」（会社法362条4項6号）等の一環ともいえる。そのため、監査役は、業務監査の一環として「内部統制監査役監査実施基準」等に則り監査を行い、財務報告内部統制の整備等にかかる取締役の職務遂行に善管注意義務に違反する重大な事実が認められるか否かなどについて、監査役監査報告において監査意見を述べることが求められる。また、監査役が果たすべき役割として、会計上の見積もりや評価性の項目について、社内の評価プロセスがdue processに則っているのかどうかを監視検証することも重要と考えられる。

他方、監査役が財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備及び運用を監視検証していないと認められる場合などには、それが連結財務諸表の重要な虚偽記載の発生可能性に与える影響次第で、財務報告内部統制における「重要な欠陥」に該当する可能性が生じる。

3. 金商法上の内部統制監査と監査役の職責との関係

金商法上の内部統制報告書は、金商法の定めるところに従い監査人の監査証明を受ける必要がある（金商法193条の2第1項）。財務報告内部統制の評価結果と監査結果は、会社法に規定される計算書類が法令・定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているのかどうか（会社法439条）とも関連する。従って、監査役が会社法の規定に従い会計監査を行う（すなわち会計監査人の会計監査の方法と結果の相当性を判断する）に当たって、内部統制監査報告書の内容も重要となる。監査役は、監査人と適時に連携を図りながら、会計監査に係る監査意見を形成していくこととなる。

4. 内部統制の「重要な欠陥」について

(1) 「重要な欠陥」は何時までには是正する必要があるのか

重要な欠陥とは、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い内部統制の不備をいう（財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準（以下「基準」）II 1(4)）¹。「重要な欠陥」

¹重要な欠陥とは、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い内部統制の不備をいう（財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準II 1(4)）。「内部統制の不備は、①内部統制が存在しない、又は規定されている内部統制では内部統制の目的を十分に果たすことができない等の整備上の不備と、②整備段階で意図したように内部統制が運用されていない、又は運用上の誤りが多い、あるいは内部統制を実施する者が統制内容や目的を正しく

は、期末日までに是正されていれば、内部統制報告書及び内部統制監査報告書に記載する必要はない（基準Ⅱ 3（5））。期末日までに是正されていなければ、内部統制報告書に記載する必要がある。

(2) 内部統制監査の手続はいつまでに終了するのか

監査人は、通常、会社法監査終了時点において大部分の内部統制監査の手続は終了していることが想定される（金融庁総務企画局・内部報告制度に関するQ&A（以下「Q&A」）問66）。ただし、Q&A問66において、監査報告作成後に判明する可能性のある「重要な欠陥」として、「有価証券報告書の作成に係る決算・財務報告プロセスの評価の検討」が例示されている。そのため、有価証券報告書が作成されるまでは、内部統制監査の手続は終了しないという見解もあり得る。もっとも、決算・財務報告プロセスの評価時期については、実施基準において、前年度の運用状況をベースに、早期に実施されることが効率的・効果的であると示されており（財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準（以下「実施基準」）Ⅱ 3（3）④ハ）、必ずしも当期の期末日以降ではなくとも、適切な時期に評価を行うことで足りるとされている（Q&A問11）。

(3) 期末日以降に判明する「重要な欠陥」としてどのようなものがあるのか

Q&A問66において、監査報告作成後に判明する可能性のある「重要な欠陥」として、「有価証券報告書の作成に係る決算・財務報告プロセスの評価の検討」が例示されている。

(4) 監査役がまったく機能していないことは「重要な欠陥」となり得るのか

内部統制の重要な欠陥となる全社的な内部統制の不備として、「取締役会又は監査役若

理解していない等の運用の不備からなる。内部統制の不備は単独で、又は複数合わさって、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び財務報告を規制する法令に準拠して取引を記録、処理及び報告することを阻害し、結果として重要な欠陥となる可能性がある（実施基準Ⅱ 1②イ）。内部統制の不備のうち、重要な欠陥については、経営者は内部統制報告書において開示が必要となるが、内部統制の不備が重要な欠陥に該当するかどうかを判断する際には、不備の金額的重要性及び質的重要性を勘案して判断する。このうち、金額的重要性については、その判断基準が具体的に例示されており、例えば、連結税引前利益の概ね5%程度とされている（実施基準Ⅱ 1②ロ a）。」（池田唯一編「総合解説内部統制報告制度」138頁）

しくは監査委員会が財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備及び運用を監督、監視、検証していない。」（実施基準Ⅱ3（4）①ハb）ことが例示されている。

四. 提起されている論点

1. 会社法において開示された内部統制に関する経営者の一定の意見+監査役の意見（事業報告及び監査役監査報告書において開示されている）は、金商法上の内部統制報告書+監査証明の内容を実質的に包摂し、実質的にこれらが併せて開示されていると評価できるか？

- ・ 五月中旬²の決算役会において多くの場合に事業報告と計算書類は確定し、定時総会招集通知とともに株主に発送されて開示される。
- ・ 事業報告には「対処すべき課題」や「会社の現況に関する重要な事項」の記載事項がある。
- ・ 事業報告については、監査役が①「事業報告が法令・定款に従い当該会社の状況を正しく示しているのかどうか」、②「内部統制に関する取締役会決議に対する意見（監査の範囲に属さないものを除く。会社法施行規則129条1項5号）、③「取締役の職務の遂行に関し、不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときはその事実」（会社法施行規則129条1項3号）（内部統制システムの整備構築義務違反の事実も含まれるのだろう）についての監査役監査意見を述べている。
- ・ 計算書類については、会計監査人が「計算関係書類が当該株式会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見」を会計監査報告で述べている（会社計算規則154条1項2号）。また、監査役が①「会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由」（会社計算規則155条2号）、②「会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項」（会社計算規則155条4号）について監査報告で述べている。
- ・ これらの監査役監査意見は5月中旬で既に確定しているのがこれまでの実務。
- ・ 他方、金商法では、（会社が整備・運用する内部統制の中で）財務報告内部統制について、監査人の監査証明を得た経営者の評価の開示（法的開示責任を伴う）を求めている。内部統制報告書+監査報告書は有価証券報告書と併せて提出される（金商法24条の4の4第1項）、有価証券報告書には総会に提出された計算書類の添付が要求されていることから（企業内容等

² 三月決算の会社を前提。五月上旬とか五月下旬とか当然上場会社によってまちまちであるが、理解の便宜のため、以下「五月中旬」と言及する。

の開示に関する府令17条1項1号ロ、16条5項2号)、内部統制報告書+監査証明の提出時期は定時総会后となる。

2. 金商法上の内部統制報告書+監査証明の内容は、株主総会の前に開示されるべきか(政策論・価値判断論)?

3. 2について、金商法上の内部統制報告書+監査証明の内容は、株主総会の前に開示されるべきであると考えたとすると、どういった手段でそれが行われるのがよいか+現実問題として可能か。

選択肢1 事業報告及び監査役監査報告において記載事項として、招集通知と併せて株主に送付する

選択肢2 招集通知の発送後に、WEBを利用した開示などで適時株主に対して情報開示を追加で行っていく

注 どんなに遅くても総会日までには「重要な欠陥」の有無は判明しているはずであり、株主総会前に何らかの方法で「重要な欠陥」の有無についての情報開示を行うことは可能なはず

4. 5月中旬以降に(3月末時点の財務報告に係る)「重要な欠陥」が新たに判明する場合としてどういう事象があり得るのか?

5. 仮に4で一定の「重要な欠陥」が5月中旬以降に判明する可能性がある事項がある場合に、判明することを避ける実務的対応措置は何かありえるか?

6. 決算取締役会までに①有価証券報告書+内部統制報告書(+監査証明)又は②内部統制報告書(+監査証明)のみを完成させることは可能か?

注 以下の議論では、金商法上の財務諸表監査及び内部統制監査を担当する監査人と、会社法上の会計監査人は同一であることを前提に議論を進める。

四. 金商法上の「重要な欠陥」の確定時期と決算取締役会の時期との関係（論点1）

1. 問題の所在

金商法上の「重要な欠陥」が、事業報告における「対処すべき課題」又は「会社の現況に関する重要な事項」に該当するのであれば、事業報告によって「重要な欠陥」の内容が株主に開示されることになる。ただし、事業報告に記載するためには、基本的に「重要な欠陥」の内容が5月中旬に開催される決算取締役会までに判明している必要があると考えられる。

- (1) 5月中旬までに判明しない「重要な欠陥」としてはどういった事項が果たして考えられるのか？（論点1-①）
- (2) 金商法上の「重要な欠陥」は、会社法の解釈として、事業報告の「対処すべき課題」又は「会社の現況に関する重要な事項」に該当するか？（論点1-②）
- (3) 内部統制の「重要な欠陥」が、事業報告作成後に判明した場合、どのように対処すべきか（論点1-③）

2. 5月中旬までに判明しない3月末時点の「重要な欠陥」としてはどういった事項が果たして考えられるのか（論点1-①）？

- (1) 経営者による内部統制の評価は、期末日を評価時点として行うものとされ、監査人による内部統制監査に係る意見も期末日における財務報告に係る内部統制の有効性の評価について表明される（基準Ⅱ3（1）、Ⅲ4（1））。
- (2) 決算・財務報告プロセスの評価時期について、実施基準において、前年度の運用状況をベースに、早期に実施されることが効率的・効果的であると示されており（実施基準Ⅱ3（3）④ハ）、必ずしも当期の期末日以降ではなくとも、適切な時期に評価を行うことで足りるとされている（Q&A問11）。期末の棚卸についても、同様に前年度の運用状況をベースに、期中に実施する棚卸作業を通じて早期に運用状況の評価を実施することが効率的・効果的であるとされている（Q&A問37）。監査人は、通常、会社法監査終了時点において大部分の内部統制監査の手続は終了していることが想定される（Q&A問66）。

- (3) このように内部統制の評価及び監査手続は、可能な限り期中において進めることが想定されている。また、「重要な欠陥」は、期末日までに是正されていれば、内部統制報告書及び内部統制監査報告書に記載する必要はないため（基準Ⅱ 3（5））、会社としてはできる限り早期に発見し、是正措置を講じるインセンティブがあるものと考えられる。
- (4) 有価証券報告書の作成プロセスに係る事項については、監査報告作成後に判明する可能性もある（Q&A 問 66）。
- (5) 「重要な欠陥」の中で、決算取締役会までに内部統制報告書に記載するかどうか決定していない事項としてどういう事項が考えられるか？
- ・会社法の監査報告作成後、金商法の監査報告作成までに生じる後発事象に伴う修正（後から見直すと、「重要な欠陥」ありと判断すべき場合あり？）
→しかしこうした後発事象に伴う一種の backfire は、本体の計算書類自体の適正さに影響がある程度で初めて問題となり、かつそこまでの話であればそもそも5月中旬の開示から見直しがいずれにしても迫られるのではないかと指摘もある。
 - ・「重要な欠陥」の有無や付記事項として記載する是正措置の内容について、会社と監査人との間で見解の相違があり、決算取締役会までに解決しない場合？（この場合、5月中旬の段階で会社法ルートで開示をすることに躊躇する可能性があるか？）
→実務のスタンダードができていない適用初年度の問題か？

3. 内部統制の「重要な欠陥」は、会社法の解釈上、事業報告の「対処すべき課題」³又は「会社の現況に関する重要な事項」に該当するか？（論点 1-②）

金商法上の内部統制の重要な欠陥が、事業報告の記載事項となるのか必ずしも明らかではない。各会社の個別の事情にもよると思われるが、重要な欠陥の内容によっては、「対処すべき課題」又は「会社の現況に関する重要な事項」に記載すべき場合もあり得るのではなかろうか？

4. 内部統制の「重要な欠陥」が、事業報告作成後に判明した場合、どのように対処すべきか

³ 「この課題には、構造不況、貿易摩擦、為替相場変動、景気の動向、原材料の安定的供給の確保、販売力や技術開発力の強化の必要、公害問題、技術革新等さまざまなものが考えられ、また、当該会社に固有のもののほか

(論点 1-③)

(1) 事業報告作成後に判明しうる「重要な欠陥」としては、有価証券報告書の作成プロセスの不備が考えられる (Q&A問66)⁴。

(2) 「対処すべき課題」又は「会社の現況に関する重要な事項」として事業報告の修正を要する事項として何かあるか？

例としては、5月中旬から6月下旬までに計算書類の内容の適正性に疑義を生じさせる「何か」を発見した場合か？しかし、仮にそのような「何か」が発見された場合には、計算書類自体の適正さに影響を及ぼし得る話であり、そこまでの話であればそもそも5月中旬の開示の見直しが必要となるのではないか？

(3) 事業報告作成後、金商法上の内部統制報告書及び内部統制監査報告書が提出されて内部統制に「重要な欠陥」があることが明らかとなった場合、取締役はどのように対応すべきか⁵。

会社法施行規則133条6項は、「取締役は、事業報告の内容とすべき事項について、定時株主総会の招集通知を提出した日から定時株主総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を株主に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。」と規定している。会社法上、定時株主総会の招集通知を提出した日から定時株主総会の前日までの間に事業報告の内容につき修正をすべき事情が生じた場合には、修正を要するものとされている⁶。

業界全体のものも含まれると説かれている。」(新版注釈会社法(9)419頁)

⁴ 有価証券報告書の作成プロセスに関する事項に限られるのであれば、事業報告と監査役監査意見の開示の際に必要な留保を付けておき、必要であれば後にウェブサイトに掲載する方法を利用して修正することが考えられる。留保文言としては、例えば次のものが考えられる。「金商法に基づく内部統制報告書において指摘すべき「重要な欠陥」は、今年三月末時点において、特に存在していません(なお、有報の作成に係る決算・財務報告プロセスの評価に関しては、本事業報告作成時点では未了ですので、除かれます)

⁵ 内部統制報告書及び内部統制監査報告書において、「重要な欠陥」が記載される可能性が高いと判断し、それを見越して事業報告に記載するという対応も考えられる。ここでは、そのような対応をせずに、「重要な欠陥」については記載しなかった場合を前提に議論する。

⁶ 会社法施行規則 133 条 6 項に基づく修正の方法としては、「実務上、会社のウェブサイトに掲載する方法によることとし、その旨とウェブサイトのアドレスを招集通知に記載する対応が多く用いられた。」(野村修也ほか「会

それでは、事業報告作成後、金商法上の内部統制報告書及び内部統制監査報告書が提出されて内部統制に「重要な欠陥」があることが明らかとなった場合、定時株主総会の招集通知を提出した日から定時株主総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じたことになるか。

事業報告の内容のうち内部統制の重要な欠陥に関連する事項として「対処すべき課題」が考えられるが、どの時点における事実を「対処すべき課題」とすべきかについて、会社法施行規則では明記されていない。事業報告が「各事業年度に係る」ものであること(会社法435条2項)や、特に事業報告作成時点における事項の開示が求められているものについては「現に」(会計監査人の業務停止処分に関する会社法施行規則126条5号)と定められていることからすれば、当該事業年度末日または当該事業年度期間に関する事実を記載することを原則とするものと考えられる(野村修也ほか「会社法下の株主総会における実務上の諸問題」商事法務1807号62頁)。よって、判明した「重要な欠陥」が当該事業年度末日または当該事業年度期間に関する事実にかかわるのであれば、会社法施行規則133条6項に従い、事業報告の内容を修正し、株主に周知させる必要があると考えられる⁷。

- (4) 事業報告の「対処すべき課題」又は「会社の現況に関する重要な事項」の箇所を送付後総会前に修正することで、何か法的問題点が生じるか？

事業報告の内容が修正されたことによって、監査報告の内容を修正する必要が生じる場合もあり得る。すなわち、事業報告の内容が修正されたことによって、監査役の「事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該株式会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見」も変わる可能性もある。このような場合の監査役の対応については、論点2-③参照。

五. 金商法上の「重要な欠陥」の確定時期と監査役の会計監査との関係 (論点2)

1. 問題の所在

会社法上の会計監査人は計算書類について会計監査を行い、監査役は、会計監査人による

社法下の株主総会における実務上の諸問題」商事法務1807号65頁) ようである。

⁷内部統制報告制度における「重要な欠陥」は、期末日を評価時点として判断されるものであることから、内部統制報告書及び内部統制監査報告書に記載された「重要な欠陥」は、当該事業年度末日または当該事業年度期間に関する事実にかかわるものであると考えられるのではないだろうか。

会計監査の方法及び結果の相当性を検証することとされている。監査役は監査報告作成前に金商法上の「重要な欠陥」の有無が判明していなければ、会計監査の方法及び結果の相当性についての意見を表明できないのではないだろうか。金商法上の内部統制報告制度と会社法上の会計監査制度の現実問題としての関係はどのようになっているのだろうか。

- (1) 監査役は、内部統制の「重要な欠陥」の有無及び内容のすべてを把握しておかないと、会計監査人による会計監査の方法及び結果の相当性を検証できないか（論点 2-①）。
- (2) 会計監査人による会計監査の方法及び結果の相当性を検証するために、会計監査人から金商法上の内部統制の「重要な欠陥」の有無について報告を受けたのであれば、監査報告にその旨記載すべきか（論点 2-②）。
- (3) 会計監査の方法及び結果の相当性と直接関連しない内部統制の「重要な欠陥」が、監査報告作成後に判明した場合、どのように対処すべきか（論点 2-③）。

2 会計監査人による会計監査の方法及び結果の相当性を検証するためには、内部統制の「重要な欠陥」の有無及び内容を厳密かつ正確に把握しておく必要があるか（論点 2-①）＝内部統制の重要な欠陥の「全貌」が5月中旬までに把握されていないと、そもそも監査役は、会計監査の方法と結果の相当性に関する意見を述べられないか？

- (1) 内部統制に「重要な欠陥」があった場合には、会社法上の計算書類の該当箇所についても虚偽記載リスクが高いという評価となり、会計監査人としては、実証的手続の適用範囲を拡大し監査証拠を手厚く入手する必要がある。会計監査人がかかるリスクアプローチを適正に採ったのかを確認できなければ、監査役としては、会計監査の方法及び結果が相当であると判断し難いともいえる。

従って監査役としては、会計監査人に報告を求めることができることから（会社法397条2項）、この権限を利用して、会計監査人が内部統制の「重要な欠陥」を発見していないか確認することは必要となろう⁸。

⁸ Q 会社法397条2項の「その監査に関する報告」には、金商法上の内部統制監査に関する「重要な欠陥」についての報告も含まれるのか。

会社法上の会計監査と、金商法上の財務諸表監査及び内部統制監査は別個の制度であることを強調すると、金商法上の財務諸表監査及び内部統制監査のみに関わる事項があれば、それはこの報告の対象外と考えられる。し

- (2) ただ厳密に言うならば、会計監査人の会社法上の監査意見はあくまで計算書類の適正性について述べられており、「重要な欠陥」の有無については監査対象となっていないので述べられていない。従って、「重要な欠陥」の「100%の全貌」が正確に把握できていないと会社法上の会計監査の方法と結果の相当性について監査役として監査意見が述べられないとまでいえるのか？
- (3) また、たとえば、会計監査人が「重要な欠陥」に該当する可能性のある一定の不備について認識した上で（たとえば一応の是正措置は講じられたがそれを検証する運用テストは終わっていない不備などで、「重要な欠陥」かどうかはまだ最終判定されていない場合など）、慎重な会計監査を行った場合、「重要な欠陥」の有無が最終的に定まっていなくても、会計監査の方法及び結果としては相当であったと監査役が考える局面があり得るのか？
- (4) なお、有価証券報告書の作成プロセスに係る事項については、監査報告作成後に判明する可能性もある（Q&A問66）⁹。しかし、有価証券報告書の作成プロセスに係る事項は会計監査の方法及び結果の相当性に影響するものではなく、監査役は、監査報告作成時点で会計監査の方法及び結果の相当性に関する意見を述べることができると考えられるか¹⁰？

かし、現実には、金商法上の監査人と会社法上の会計監査人は同一であり、監査手続も特に区別することなく一体として行われていることからすると、金商法上の財務諸表監査及び内部統制監査のみに関わる事項というのは想定し難いのではないだろうか。会社法上の計算書類の監査においても、リスクアプローチの観点から内部統制をチェックするのであるから、内部統制に関する「重要な欠陥」についても、通常、会社法上の会計監査に関する報告に含まれるものと考えられる。少なくとも、会計監査人が内部統制の「重要な欠陥」が金商法上の財務諸表監査及び内部統制監査のみに関わる事項であるという立証を行うのは困難であることからすると、実務上の取扱いとして、会計監査人は報告するものと考えられる。

⁹ そのため、内部統制報告書及び内部統制監査報告書を監査報告の前に提出するのは困難と予想される。しかし、会計監査の方法及び結果の相当性と関連する「重要な欠陥」については、監査報告作成前に実質的に判明しているのであれば、監査役が監査報告を作成する上で特段の支障は生じないものと考えられる。

¹⁰ Q&A 問 66 では、監査報告作成後に判明する可能性のある「重要な欠陥」として、「有価証券報告書の作成に係る決算・財務報告プロセスの評価の検討」が例示されている。通常、監査報告作成後に判明する可能性のある「重要な欠陥」としては、この他には想定し難いのではないか。

3. 会計監査人による会計監査の方法及び結果の相当性を検証するために、会計監査人から金商法上の内部統制の「重要な欠陥」の有無について報告を受けたのであれば、監査報告にその旨記載すべきか（論点 2-②）

・ 会計監査の方法及び結果の相当性を検証するために、会計監査人から金商法上の内部統制の「重要な欠陥」の有無について報告を受けたのであれば、そのことは監査役監査報告にどのように開示すべきか¹¹。

4. 会計監査の方法及び結果の相当性と直接関連しない内部統制の「重要な欠陥」が、監査報告作成後に判明した場合、どのように対処すべきか（論点 2-③）

・ 監査報告作成後に判明する「重要な欠陥」としてはどういった事項が考えられるか？
・ 事業報告の修正に伴い、監査報告の修正も要する場合、監査役はどのように対処すればよいか。

Q 事業報告の修正については、会社法上手続き規定が設けられているが（会社法施行規則133条6項）、監査報告にはそのような規定はない。この点、事業報告に準じて、会社法施行規則133条6項に従って監査報告の修正を行うことができるという見解もある（野村修也ほか「会社法下の株主総会における実務上の諸問題」66頁参照）。少なくとも、定時株主総会において、必要な修正報告を行えば特段の問題は生じないのではないか。

六. 事業報告及び監査報告の他に有価証券報告書及び内部統制報告書を定時株主総会前に提出させ、内部統制報告書の内容について定時株主総会において報告させることについて（論点 3）

1. 問題の所在

現在、金商法上の有価証券報告書及び内部統制報告書は、定時株主総会後に提出されているが、有価証券報告書及び内部統制報告書（それぞれの監査証明を含む。）を定時株主総

¹¹ 「重要な欠陥」がなければその旨の報告を受けたことを記載すれば足りよう。「重要な欠陥」がある旨の報告を受けた場合、「重要な欠陥」に関連する箇所について実証手続がなされているなど、重要な欠陥の存在を前提としてしかるべく会計監査手続がとられているか検証したことを記載することになるうか。

会前に提出させ、内部統制報告書の内容について定時株主総会において報告させるようにすべきではないか、という議論がある。

- (1) 前提として、そもそも事業報告及び監査報告の他に有価証券報告書及び内部統制報告書を定時株主総会前に提出させ、内部統制報告書の内容について定時株主総会において報告させる必要性についてどう考えるか（論点 3-①）。
- (2) 有価証券報告書及び内部統制報告書を定時株主総会前に提出させることは、法制度上及び実務上可能なのか（論点 3-②、③）。
- (3) 定時株主総会前に内部統制報告書（監査報告書を含む）の内容を株主に開示する方法としてどのようなものがあるか（論点 3-④）。

2. 事業報告及び監査報告の他に有価証券報告書及び内部統制報告書を定時株主総会前に提出させ、内部統制報告書の内容について定時株主総会において報告させる必要性についてどう考えるか（論点 3-①）

注 有価証券報告書と内部統制報告書は併せて提出するものとされていることから（金商法24条の4の4第1項）、定時株主総会前に提出させるべきかという論点に関しては、両者を一体として検討する必要がある。しかし、定時株主総会において報告する必要があるかという論点に関しては、有価証券報告書の内容は、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容と重なる部分が多く、あえて別途報告させる必要性は見出し難い¹²。そのため、ここでは内部統制報告書についてのみ議論の対象としている。

- (1) 事業報告及び監査報告の他に有価証券報告書及び内部統制報告書を定時株主総会前に提出させ、内部統制報告書の内容について定時株主総会において報告させる必要性について

¹² 計算書類には含まれず、有価証券報告書のみで開示されるものとしてキャッシュフロー計算書がある。有価証券報告書では事業報告よりも詳細な開示がなされている。事業報告には記載されず、有価証券報告書のみで開示される事項としては、例えば提出会社の株式事務の概要や提出会社の保証会社等の情報などがある。

①問題意識

取締役が事業報告において内部統制の重要な欠陥について何ら触れず、監査役も監査報告において内部統制について問題なしと記載し、また、取締役が定時株主総会において内部統制の重要な欠陥について特段報告しなかったにもかかわらず、定時株主総会の数日後に内部統制の重要な欠陥がある旨記載された内部統制報告書又は内部統制監査報告書が提出される事態が生じるのは問題ではないだろうか。内部統制に重要な欠陥があれば、定時株主総会前に何らかのルートで開示されているのが望ましいと考えられる。(内部統制の重要な欠陥については定時株主総会において明らかにすべきという問題意識)

②会社法上の対応

会計監査の方法及び結果の相当性に関連する内部統制の「重要な欠陥」については、監査役が監査報告を作成する前に判明すると予想されることは前述したとおりである。この観点からは、内部統制報告書及び内部統制監査報告書そのものが定時株主総会前に提出されていなくても、監査報告の記載から「重要な欠陥」の有無は明らかになっていると考えられる。

ただし、会計監査の方法及び結果の相当性に関連しない内部統制の「重要な欠陥」も存在し得るが、前述のとおり、事業報告の記載(修正を含む。)によって明らかになり得る。すなわち、取締役が作成する事業報告には、「内部統制体制の整備についての決定又は決議の内容の概要」(会社法施行規則118条2号)や「対処すべき課題」及び「会社の現況に関する重要な事項」(会社法施行規則120条1項8号・9号)を記載する必要があり、取締役は、事業報告の内容を定時株主総会に報告しなければならないが(438条3項)、内部統制の重要な欠陥は、その内容によっては「対処すべき課題」又は「会社の現況に関する重要な事項」に含まれる場合もあると考えられる。

また、監査役は、取締役が事業報告にて報告する「内部統制体制の整備についての決定又は決議の内容の概要」(会社法施行規則118条2号)が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由を監査報告に記載する必要がある(会社法施行規則129条1項6号)。内部統制に重要な欠陥がある場合(内部統制の整備上の不備)は、その内容によってはここにいう相当でないと認めるときに該当し、監査報告への記載を要する場合もあるのではないだろうか。また、監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする書類等を調査し、法令・

定款違反又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない(384条)。取締役が事業報告に内部統制の重要な欠陥を記載しなかった場合、監査役は、法令・定款違反又は著しく不当な事項があると認められるものとして、株主総会に報告を要する場合もあるのではないだろうか。すなわち、取締役が事業報告に記載しなかった場合でも、監査役の監査報告を通じて「重要な欠陥」の有無が明らかになり得る。

③ 会社法上の対応と内部統制報告書を定時株主総会前に提出させる必要性との関係

Q このように、会社法上、事業報告・監査報告のルートを通じて、内部統制の「重要な欠陥」を明らかにする方法があると考えられる。これらによって、内部統制報告書の実質的内容が報告されているという評価もあり得る。それにもかかわらず、内部統制報告書自体を定時株主総会前に提出させる必要性についてどう考えるか。

→ 少なくとも、「重要な欠陥」なしで事業報告+監査役監査報告が作成されており、最終的に6月上中旬の内部統制報告書+監査証明作成時点で「重要な欠陥」なしであることが確認された場合には、事業報告+監査役監査報告において何か追加で開示すべき情報があるわけではなく、定時株主総会前に内部統制報告書の内容を開示する必要性は見出し難い?

また、「重要な欠陥」がある場合であっても、会社法上の事業報告・監査報告のルートを通じて、内部統制の「重要な欠陥」及びその是正措置が明らかになっていけばよいのではないだろうか?内部統制報告書によって新たに明らかになる改善点等があるのだろうか?会社法上の事業報告・監査報告のルートを通じてすでに開示された内容を内部統制報告書という形式で定時総会前に重ねて開示する必要性は考えられるのだろうか?

Q どのようにして各会社に事業報告及び監査報告の中で「重要な欠陥」を開示することを促すのか。

事業報告及び監査報告のひな型において、会社法の解釈上、「重要な欠陥」があれば事業報告及び監査報告において記載を要すると考えられることを明らかにする方法がある。

さらに事業報告の記載事項であることを明確にする法務省令の改正まで必要か?

記載事項の例としては、次のものが考えられる。

○事業報告

例1：「金商法に基づく内部統制報告書において指摘すべき「重要な欠陥」は、今年三月末時点において、特に存在していません（なお、有報の作成に係る決算・財務報告プロセスの評価に関しては、本事業報告作成時点では未了ですので、除かれます）。」

例2：「金商法に基づく内部統制報告書において指摘すべき「重要な欠陥」の有無については、現在、監査人である・・・と最終調整を行っております。」

○監査役監査報告

例3： 監査役監査報告「取締役及び監査人から、金商法に基づく内部統制報告書において指摘すべき「重要な欠陥」の有無についても報告を受けました。・・・事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。・・・内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。・・・会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。」

3. 有価証券報告書及び内部統制報告書を定時株主総会前に提出させることは、法制度上可能なのか（論点3-②）¹³

(1) 開示府令17条（「定時総会に報告した事業報告・計算書類」）

金商法上、有価証券報告書と内部統制報告書は同時に提出するものとされており（金商法24条の4の4第1項）、有価証券報告書は事業年度経過後3ヶ月以内に提出するものとされている（金商法24条1項）。また、有価証券報告書の添付書類として、定時株主総会に報告した事業報告・計算書類が掲げられていることから（開示府令17条1項1号ロ、16条5項2号）、有価証券報告書（及び内部統制報告書）は定時株主総会後に提出する必要があるのが現状である。

そのため、有価証券報告書及び内部統制報告書を定時株主総会前に提出させるためには、

¹³ 注 有価証券報告書及び内部統制報告書を定時株主総会前に提出させるために、定時株主総会の日程を後ろにずらすという考え方は、本末転倒であり、ここでは議論の対象としない。

この開示府令を変更する必要がある。

Q 定時株主総会に報告した事業報告・計算書類を有価証券報告書に添付するものとされているのはなぜか？定時株主総会に報告する前であっても、例えば定時株主総会の招集の通知に際して提供される事業報告・計算書類を添付するのではダメなのか？税法の確定決算主義（法人税法74条1項）¹⁴のように株主総会で確定した決算数値を基にして作成することが想定されているのか、それとも単に参考資料として事業報告・計算書類を添付するものとされているにすぎないのか？法律上、有価証券報告書の提出時期は事業年度経過後3ヶ月以内と規定されているだけであり、他方、定時総会の開催も事業年度経過後3ヶ月以内であり、先後関係にあるとは想定されていないのではないかと考えられるか？

(2) 開示府令第3号様式「役員の状況」の記載

有価証券報告書の「役員の状況」の欄には、「報告書提出日現在における役員の主要略歴」（第3号様式記載上の注意(31)a）を記載するものとされており、定時株主総会における異動後の役員の状況を記載するためには、定時総会後に報告書を完成し、提出する必要があるのが現状である。

→定時株主総会において選任予定の役員を記載することはできないのだろうか。

4. 有価証券報告書及び内部統制報告書を決算取締役会の時点で完成させることは、実務上可能か、決算取締役会までに完成させることは難しいとした場合、いつまでに完成させることが可能なのか、定時総会後でなければ完成しないのか、また、内部統制報告書を先に完成させることは可能か（論点3-③）

有価証券報告書と内部統制報告書は、定時株主総会後に提出されているのが現状であるが、作成・提出を（定時株主総会の招集通知発送時期に）前倒しすることは、実務上可能なのか？どの程度まで前倒しが可能か？

¹⁴ 「法人の確定申告を「確定した決算」に基づき行うとは、会社法の定める手続により確定された損益計算書に基づき行うという意味である。」（江頭 534 頁）

現在の実務においては、3月末決算の会社の場合、会社法上の手続に従い、計算書類の作成及び監査の手続を実施し、5月中旬頃の取締役会決議において会社法上の計算書類について決定し、その後、有価証券報告書の作成を開始する会社が多いと考えられる。招集通知の印刷の関係で、招集通知に記載するには発送の1～2週間前に決算取締役会において内容を確定する必要があると考えられるが、現在の実務を前提にすると、それまでに有価証券報告書及び内部統制報告書の作成を完了するのは難しい。もっとも、6月中旬頃には、多くの会社で有価証券報告書及び内部統制報告書は実質的に完成しているものと推測される。ただし、論点3-②で指摘した開示府令第3号様式「役員 の 状 況」の記載の問題があることから、現状では有価証券報告書を定時総会前に正式に完成させるのは困難である。

Q-1 有価証券報告書を定時総会前に完成させるのは困難であるとしても、内部統制報告書を先に完成させることはできないか。

すべての有価証券報告書記載事項が金商法の内部統制評価の対象となっているわけではなく、対象となっているのは、財務報告に係るものに限られる。

ここにいう財務報告とは、「財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示に関する事項に係る外部報告をいう。」（内部統制府令2条1号）と定義されており、財務諸表以外に財務報告に含まれる開示事項については、実施基準において明らかにされている。

実施基準において、「財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等」として、財務書類に記載された金額、数値、注記を要約、抜粋、分解又は利用して記載すべき開示事項、例えば、「企業の概況」の「主要な経営指標等の推移」などが挙げられている（実施基準Ⅱ1①ロa）。また、関係会社の判定、連結の範囲の決定、持分法の適用の要否、関連当事者の判定その他財務諸表の作成における判断に密接に関わる事項、例えば、「大株主の状況」の項目における関係会社、関連当事者、大株主等の記載事項が挙げられている（実施基準Ⅱ1①ロb）¹⁵。

¹⁵ 実施基準Ⅱ1①の記載は次のとおり。

① 財務報告の範囲

イ. 「財務諸表」とは、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第1条に規定する連結財務諸表及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第1条に規定する財務諸表をいう。

ロ. 「財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等」とは、有価証券報告書等における財務諸表以外の開示事項等で次に掲げるものをいう。

a. 財務諸表に記載された金額、数値、注記を要約、抜粋、分解又は利用して記載すべき開示事項（以下「財務諸表の表示等を用いた記載」という。）。例えば、有価証券報告書の記載事項中、「企業の概況」の「主要な経営指標等の推移」の項目、「事業の状況」の「業績等の概要」、「生産、受注及び販売の状況」、「研究開発活動」及び「財政状態及び経営成績の分析」の項目、「設備の状況」の項目、「提出会社の状況」の「株式等の状況」、「自己株式の取得等の状況」、「配当政策」及び「コーポレート・ガバナンスの状況」の項目、「経理の

そのため、有価証券報告書が完成していなければ内部統制報告書を作成できないわけではなく、有価証券報告書記載事項のうち、財務報告に係るものが完成していれば、それらの作成プロセス、体制整備の評価を行うことが可能であり、内部統制報告書を完成させることができると考えられる。論点3-②で指摘した「役員状況」は財務報告に係るものではないことから、「役員状況」の欄が未完成であったとしても、内部統制報告書を完成させることは可能と考えられる。

→有価証券報告書が完全に完成しなければ、内部統制報告書を完成することができないというのは誤解ではないか。

Q-2 有価証券報告書よりも先に内部統制報告書を完成することができるとしても、内部統制監査報告書についても有価証券報告書より先に完成させることができるのか。

内部統制監査報告書は、経営者が作成した内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠しているかどうか等について意見を述べるものであるから（内部統制府令6条1項3号）、内部統制報告書が完成していることが前提となる。また、内部統制監査報告書は、基本的に財務諸表監査における監査報告書と合わせて作成するものとされており（内部統制府令7条）、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」においても、一体で作成することを前提とした文例が記載されている。したがって、基本的に内部統制報告書が完成し、内部統制監査が終了しているだけでなく、財務諸表も完成し、財務諸表監査も終了している必要があると考えられる。

財務諸表監査の終了時点については、従来、日本公認会計士協会が公表している「監査報告書作成に関する実務指針」（監査・保証実務委員会報告第75号）において、「証券取引法監査

状況」の「主要な資産及び負債の内容」及び「その他」の項目、「保証会社情報」の「保証の対象となっている社債」の項目並びに「指数等の情報」の項目のうち、財務諸表の表示等を用いた記載が挙げられる。なお、この点に係る経営者の評価は、財務諸表に記載された内容が適切に要約、抜粋、分解又は利用される体制が整備及び運用されているかについてのものであることに留意する。

b. 関係会社の判定、連結の範囲の決定、持分法の適用の要否、関連当事者の判定その他財務諸表の作成における判断に密接に関わる事項例えば、有価証券報告書の記載事項中、「企業の概況」の「事業の内容」及び「関係会社の状況」の項目、「提出会社の状況」の「大株主の状況」の項目における関係会社、関連当事者、大株主等の記載事項が挙げられる。

なお、この点に係る経営者の評価は、これらの事項が財務諸表作成における重要な判断に及ぼす影響の大きさを勘案して行われるものであり、必ずしも上記開示項目における記載内容の全てを対象とするものではないことに留意する。

の年度監査においては、従来から監査報告書の日付は定時株主総会後の日付にすることとされているため、留意する必要がある。」と記載されていたのであるが、平成20年3月25日の改正で当該記載が削除された。これによって、財務諸表が完成し、財務諸表監査が終了した時点で、監査報告書を作成することは可能となったと考えられる。すなわち、有価証券報告書が完全に完成していなくても、監査の対象となる財務諸表が完成していれば、監査報告書を作成することは可能であると考えられる。

したがって、経営者側で、財務諸表及び内部統制報告書を完成させ、監査人側で財務諸表監査及び内部統制監査が終了した時点で、監査人は会社に対して監査報告書を提出することは可能になるのではないかと考えられる。

→有価証券報告書は定時総会後でなければ完成しないにもかかわらず、財務諸表についてのみ先に完成させるインセンティブが経営者側にあるのかという疑問は残る。ただし、「重要な欠陥」があれば事業報告に記載する必要があるということになれば、遅くとも定時総会前までには、財務諸表及び内部統制報告書を完成し、監査も終了して、「重要な欠陥」の有無をはっきりさせるべきとのインセンティブが生じるのではないかと考えられる。

5. 論点 3-④ 定時株主総会前に内部統制報告書（監査報告書を含む）の内容を株主に開示する方法としてどのようなものがあるか

論点 3-③で述べたように、実務上6月中旬頃（遅くとも定時総会前）に内部統制報告書及び監査報告書が完成するのであれば、その時点で何らかの開示をする方法はないだろうか。

(1) 会社法ルート

会社法の手続に従い、何らかの開示をする方法はないだろうか。

事業報告及び監査報告作成時点で、「重要な欠陥」が見つからなかったが、内部統制報告書及び監査報告書作成時点で見つかった場合には、事業報告及び監査報告の修正として、その内容を開示する方法が考えられる（論点 1-③参照）。事業報告及び監査報告作成時点で、「重要な欠陥」が見つからなかったが、有報の作成プロセスなど検討未了のものがある旨の留保をつけていたところ、内部統制報告書及び監査報告書作成時点でも「重要な欠陥」は見つからなかった場合、事業報告の修正として、内部統制報告書及び監査報告書終了後も「重要な欠陥」は見つからなかった旨記載する方法が考えられる。

なお、監査報告書は監査の対象となる開示書類と切り離して、あるいは開示書類の一部のみと併せて公表されることを予定していないとの指摘がある。したがって、この指摘を前提とす

ると、内部統制報告書及び監査報告書そのものを定時総会前に開示するには、論点 3-②で述べた開示府令の改正が必要となる。しかし、ここでは監査報告書そのものを開示するのではなく、会社法の規定に従い、内部統制報告書及び監査報告書に記載される「重要な欠陥」の内容を開示するにすぎないから、この指摘に反するものではないと考えられる。

(2) 金商法ルート（+会社法ルート）¹⁶

内部統制報告書及び監査報告書そのものを金商法の手続に従い開示するためには、論点 3-②で述べた開示府令の改正を要する。また、会社法ルートに加えて金商法ルートで開示する必要性についても疑問が残る。

七. 実務上の課題（環境整備事項）

1. 重要な欠陥の判定が五月中旬までに間に合うために必要となる実務現場での作業は何か？

(1) 経営者側

経営現場の内部統制報告書完成に向けた社内体制・準備体制の整備

(2) 監査人側

会社が内部統制報告書を早期に完成させてくれば、監査可能？

(3) 監査役側

・ 監査役に対してタイムリーにきちんと内部統制報告書内容及び監査証明の内容が共有されるために、社内体制（会社ごとに千差万別であろうが）についてどういった点を見直していく必要があると考えられるか？

・ 監査役が果たすべき役割として、会計上の見積もりや評価性の項目について、社内の評価プロセスが due process に則っているのかどうかを監視検証することが重要。この評価プロセスの監視検証は五月中旬までには終えている？

以上

¹⁶ 会社法ルートでの開示を否定するものではなく、会社法ルートに加えて金商法ルートでの開示ができないか（必要か）検討するもの。